

3 特定施設の種類及び能力ごとの数（使用の方法）変更の届出（振動規制法第8条）

（1）届出事由

特定施設の設置又は使用届をした者が、特定施設の種類及び能力ごとの数（使用の方法）を変更しようとする時。

（2）様式、提出部数

ア 届出様式

特定施設の種類及び能力ごとの数（使用の方法）変更届出書（様式第3）

※ 上記届出書の記載については、変更しようとする事項を記入する。

イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、受理書及び届出書の写しをお渡しします）

ウ 添付書類

- a 特定工場等及びその周辺の見取り図
- b 特定施設の配置図（変更前及び変更後）
- c その他届出参考事項

（3）提出期限

工事の開始の日の30日前までに市長に届出する

（4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

〒372-0824 伊勢崎市柴町 954 番地 清掃リサイクルセンター21)

T E L (0270) 27-2733

F A X (0270) 27-5388

（5）その他注意事項

ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。

具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。

イ 「工場または事業場の名称」欄は通称でなく正式名称を記入する。

ウ 「工場または事業場の所在地」欄は、当該特定施設が設置される所在地を記入する。

エ 特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされているときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

様式第3

特定施設の種別及び能力ごとの数
特定施設の使用方法 変更届出書

令和2年4月1日

伊勢崎市長 様

届出者 住 所 東京都千代田区霞が関OT目〇番〇号
氏名・名称 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇〇〇

(代理者が届出を行う場合は代表者の委任状を添付して下さい)

振動規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種別及び能力ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 伊勢崎工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の所在地	伊勢崎市〇〇町〇〇番地		※ 受理年月日					
			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備考					
特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
1-イ 液圧プレス	油圧プレス〇〇製 KT-5	500 重量 t	1	3	8:30	17:00	8:30	17:00
2 圧縮機	往復動型 〇〇製 WHC	22 kW	2	4	8:30	17:00	8:30	17:00

振動規制法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載してください。(例：2 圧縮機)

カタログに掲載されている数値を記載し、単位も付記してください。重量 t または kW。

変更前及び変更後の特定施設の数を記入してください。

- 備考 1 特定施設の種別ごとの数に変更がある場合又は特定施設の使用方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書きの規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種別については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

振動規制法施行令別表第1

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂用ロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）